

(注)

- 1 万国著作権条約は、締約国における条約の効力発生の日に保護を受けなくなっている著作物又は保護を受けたことのない著作物については適用しないことを規定している（不遡及原則）ため、ベルヌ条約・万国著作権条約のうち万国著作権条約のみで日本と保護関係にある国については万国著作権条約の効力発生年月日も記入している。
- 2 備考中、（ベ）はベルヌ条約に、（万）は万国著作権条約に関するものである。
- 3 ベルヌ条約パリ改正条約の欄において「管理」とあるのは、管理規定（第二十二条～第三十八条）のみについて締結しているものである。
- 4 国・地域の区分については独自に定め、地域については主なものだけを掲げた。
- 5 実演家等保護条約は不遡及を原則としている。したがって、日本の実演家等保護条約締約（一九八九・一〇・二六）後に実演家等保護条約を締約した国（レソト（一九九〇・一・二六）、ホンジュラス（一九九〇・二・一六）、スペイン（一九九一・一一・一四）、アルゼンチン（一九九二・三・二）、オーストラリア（一九九二・九・三〇）、チェコ（一九九三・一・一）、スロバキア（一九九三・一・一）、ギリシャ（一九九三・一・六）、スイス（一九九三・九・二四）、オランダ（一九九三・一〇・七）、ナイジェリア（一九九三・一〇・二九）、ボリビア（一九九三・一一・二四）、ジャマイカ（一九九四・一・二七）、アイスランド（一九九四・六・一五）、ハンガリー（一九九五・二・一〇）、ブルガリア（一九九五・八・三一）、モルドバ（一九九五・一二・五）、ベネズエラ（一九九六・一・三〇）、セントルシア（一九九六・八・一七）、スロベニア（一九九六・一〇・九）、ポーランド（一九九七・六・一三）、カーボベルデ（一九九七・七・三）、レバノン（一九九七・八・一二）、マケドニア（一九九八・三・二）、カナダ（一九九八・六・四）、ルーマニア（一九九八・一〇・二二）、リトアニア（一九九九・七・二二）、ドミニカ国（一九九九・八・七）、ラトビア（一九九九・八・二〇）、ベルギー（一九九九・一〇・二）、リヒテンシュタイン（一九九九・一〇・一二）、クロアチア（二〇〇〇・四・二〇）、エストニア（二〇〇〇・四・二八）、ニカラグア（二〇〇〇・八・一〇）、アルバニア（二〇〇〇・九・一）、ウクライナ（二〇〇二・六・一二）、ポルトガル（二〇〇二・七・一七）、イスラエル（二〇〇二・一二・三〇）、アルメニア（二〇〇三・一・三一）、ロシア（二〇〇三・五・二六）、ベラルーシ（二〇〇三・五・二七）、セルビア・モンテネグロ（二〇〇三・六・一〇）、トーゴ（二〇〇三・六・一〇）、キルギス（二〇〇三・八・一三）、トルコ（二〇〇四・四・八）、アンドラ（二〇〇四・五・二五）、グルジア（二〇〇四・八・一四）、アラブ首長国連邦（二〇〇五・一・一四）、アゼルバイジャン（二〇〇五・一〇・五）、リベリア（二〇〇五・一二・一六）、バーレーン（二〇〇六・一・一八）、シリア（二〇〇六・五・一三）、モンテネグロ（二〇〇六・六・三）、ベトナム（二〇〇七・三・一）、アルジェリア（二〇〇七・四・二二）、タジキスタン（二〇〇八・五・一九）、韓国（二〇〇九・三・一八）、ボスニア・ヘルツェゴビナ（二

〇〇九・五・一九)、キプロス(二〇〇九・六・一七)、カザフスタン(二〇一二・六・三〇)、カタール(二〇一七・九・二三) に関しては、締約の日から保護を受ける。

6 レコード保護条約は不遡及を原則としている。したがって、日本のレコード保護条約締約(一九七八・一〇・一四)後にレコード保護条約を締約した国(エルサルバドル(一九七九・二・九)、パラグアイ(一九七九・二・一三)、コスタリカ(一九八二・六・一七)、オーストリア(一九八二・八・二一)、ベネズエラ(一九八二・一・一八)、ウルグアイ(一九八三・一・一八)、バルバドス(一九八三・七・二九)、ペルー(一九八五・八・二四)、韓国(一九八七・一〇・一〇)、ブルキナファソ(一九八八・一・三〇)、トリニダード・トバゴ(一九八八・一〇・一)、ホンジュラス(一九九〇・三・六)、チェコ(一九九三・一・一)、スロバキア(一九九三・一・一)、中国(一九九三・四・三〇)、キプロス(一九九三・九・三〇)、スイス(一九九三・九・三〇)、オランダ(一九九三・一〇・一二)、ジャマイカ(一九九四・一・一一)、ギリシャ(一九九四・二・九)、コロンビア(一九九四・五・一六)、ロシア(一九九五・三・一三)、ブルガリア(一九九五・九・六)、スロベニア(一九九六・一〇・一五)、ラトビア(一九九七・一一・二三)、マケドニア(一九九八・三・二)、ルーマニア(一九九八・一〇・一)、リヒテンシュタイン(一九九九・一〇・一二)、リトアニア(二〇〇〇・一・二七)、ウクライナ(二〇〇〇・二・一八)、クロアチア(二〇〇〇・四・二〇)、エストニア(二〇〇〇・五・二八)、モルドバ共和国(二〇〇〇・七・一七)、ニカラグア(二〇〇〇・八・一〇)、セントルシア(二〇〇一・四・二)、アルバニア(二〇〇一・六・二六)、カザフスタン(二〇〇一・八・三)、アゼルバイジャン(二〇〇一・九・一)、キルギス(二〇〇二・一〇・一二)、アルメニア(二〇〇三・一・三一)、ベラルーシ(二〇〇三・四・一七)、セルビア・モンテネグロ(二〇〇三・六・一〇)、トーゴ(二〇〇三・六・一〇)、ベトナム(二〇〇五・七・六)、リベリア(二〇〇五・一二・一六)、モンテネグロ(二〇〇六・六・三)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(二〇〇九・五・二五)、タジキスタン(二〇一三・二・二六))、ガーナ(二〇一七・二・一〇) に関しては、締約の日から保護を受ける。

7 香港、マカオには中国が締結している著作権関係条約が適用されている。